

第5回新宿区高齢者保健福祉推進協議会 議事録

令和8年6月1日（月）

○松原会長 本日は皆様お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

これより第5回新宿区高齢者保健福祉推進協議会を開催いたします。

初めに推進協議会の委員の変更について御報告をいたします。

社会福祉協議会の関原委員が御退任され、後任として新たに中山委員が就任され、前委員の
残任期間を引き継ぐことになりましたので皆様に御報告いたします。

一言よろしいですか。

○中山委員 新宿区社会福祉協議会の事務局長中山です。

前任の関原が3月末日で退任いたしまして、その後任ということで着任をいたしました。

これからどうぞよろしくお願ひいたします。

○松原会長 よろしくお願ひします。

では事務局より出席状況の報告をお願いいたします。

○事務局 それでは出席状況の報告をいたします。

本日、15名中12名の出席をいただいておりますので、新宿区高齢者保健福祉推進協議会
設置要綱第6条に定める、この会の定足数である過半数の8名を満たしており、協議会が成
立していることを御報告いたします。

○松原会長 それでは本日の進行について説明いたします。

本日は今年度に策定する新宿区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の構成案の検
討についてが主な議題となります。次期計画の構成案については、4月27日開催の第5回作
業部会にて御意見をいただきながら検討したものです。

では、事務局より資料の確認と発言方法について説明をお願いいたします。

(資料確認)

○松原会長 では議事に入ります。

議題1について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは議題1、新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況について御説明いたします。

資料1は、新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に記載の事業と令和6年度、7年度末の実績をまとめたものです。

1 ページ目は、各施策の実績一覧表の見方について記載をしております。

2 ページから40ページは、新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、各施策等の実績一覧について、12の施策別にまとめたものとなっております。実績につきましては、目標値の有無にかかわらず、できるだけ令和7年度の実績を記載しており、記載している数値は確定値となっております。

目標は、今期計画の最終年度である令和8年度末の数値であるため、今期計画2か年度目の令和7年度につきましては、実績のみを記載することとし、目標の達成状況につきましては、最終年度で確認をいたします。

2 ページ以降の実績につきましては、今期計画の重点策としている施策1「健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進による健康寿命の延伸」、施策4「地域で支え合うしくみづくりの推進」、施策6「認知症高齢者への支援体制の充実」に関する事業の実績について、いくつか御紹介をさせていただきます。

重点施策の1つ目は、施策1「健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進による健康寿命の延伸」です。

6 ページを御覧ください。

こちらの21番の「健康ポイント事業」、22番の「ウォーキングの推進」など、健康行動を促す事業への参加者はいずれも増加しています。昨年度実施いたしました「高齢者の保健と福祉に関する調査」においても、運動の機会が全体に増えているという同様の傾向が確認されています。

戻りまして4ページ、15番の「ふれあい入浴」を御覧ください。こちらは令和7年度から「ふれあいクーポン」として発行し、公衆浴場に加えて指定する区立スポーツ施設でも月1回まで利用可能としました。その結果、交付枚数が増えました。詳細な分析はこれからですが、スポーツ施設を利用可能としたことが交付枚数の増加に影響したと考えられます。

続きまして、重点策の2つ目、施策4「地域で支え合うしくみづくりの推進」です。

12ページを御覧ください。

こちらの54番「高齢者福祉活動事業助成等」では、高齢者等支援団体による地域の支え合い活動や食事サービスグループの活動を助成しており、助成団体数は毎年増加をしております。平成30年に薬王寺地域ささえあい館から始まった地域支え合い活動は、シニア活動館に展開し、令和7年度からは全てのシニア活動館で実施しており、高齢者等を支援する団体数も広がっています。

また、55番「介護支援ボランティアポイント事業」では、従来の介護施設や地域見守り協力員の活動に加えて、令和7年度から介護予防事業での活動などを対象に追加し、対象の活動は7つから13に拡充したことで、ボランティアの延べ活動人数が増加いたしました。

続きまして、重点施策の3つ目は、施策6「認知症高齢者への支援体制の充実」です。

19ページを御覧ください。

こちらの86番「一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス」、続きまして20ページ、こちらの93番「見守りキーホルダー事業」、95番「介護者リフレッシュ支援事業」では、いずれも利用者数が増加しており、認知症高齢者や家族への支援ニーズが広がっていることがうかがえます。

また、18ページ、79番「認知症サポーター養成講座」では、サポーターの養成数が着実に増加しております。また、80番「認知症サポーター推進事業」では、サポーター活動の登録者数も増えており、認知症の方を支える担い手も着実に増えています。

今後も、認知症の方や御家族の意見を丁寧に伺いながら、認知症高齢者が地域で自分らしく暮らし続けられる体制づくりを引き続き進めてまいります。

資料1について、4月に開催された作業部会では、6ページの21番「健康ポイント事業」の参加者の増加について、12ページの56番、見守りキーホルダーの夜間対応について、18ページの78番、チームオレンジの区内での進捗状況等について御意見や御質問をいただきました。詳細につきましては、参考資料でお配りしております参考資料3の1ページ目にまとめています。

各事業の進捗状況は着実に成果を上げている事業も多く、計画はおおむね順調に進んでいるものと考えています。今期計画の最終年度となる今年度も、引き続き目標達成に向けて広く施策や事業を推進していきます。

説明は以上です。

○松原会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について御意見、御質問のある方はお願いいたします。

いかがでしょうか。非常に多岐にわたっていろいろ取り組まれていることが分かりました。

それでは、塩川委員、お願いしたいと思います。

○塩川委員 ケアマネジャーしています塩川と申します。

認知症施策について長年ずっと取組をしていた成果が出てきているのかなど。リフレッシュ事業と、また独り暮らしの生活のヘルパーさんの支援の事業などはケアマネジャーとしても大変役立っているんですけども、1点だけ気になったところが、高齢者の緊急のショートステイ事業です。ショートステイというのは家族が本当に緊迫した状況になったときに非常に役立つ事業だと思っているんですけども、緊急ですぐ対応できるかということ、なかなか空きがなかったりとか受入れの体制とかで難しい場合があって、この緊急ショート事業の方も実数があまり伸びていないというか、逆に減っているような状況があるので、もう少し何かスムーズに利用ができるような体制が整うといいのかなと思ったんですけども、意見とちょっと質問です。お願いします。

○高齢者支援課長 高齢者支援課長です。

高齢者の緊急ショートステイについてのお尋ねですが、特に緊急ショートステイで満床なのでお断りしますということよりは、実際に利用があった場合は速やかに利用できるようにこちらは動いているところでございます。人数が実質少ないというのは、そのときの人数に合わせてということで変動はあるかなと思っています。特に、以前よりもちょっと日数が少なく見えるのは、長期に御利用になる方が少なくなったという影響も実際あります。特に利用の中では、御家族の方が、冠婚葬祭だったり入院といったところで介護者がいない間、預けたいという御相談ももちろんありますけれども、一方でレスパイトといいますか、やはり介護疲れといったところも増えてきているのかなという印象がございます。

以上です。

○松原会長 秋山委員お願いします。

○秋山委員 様々なところで工夫をしながら施策が実行されているというのが分かり、大変う

れしく思います。この間の作業部会の参考資料3の116の今の塩川委員の言われたショートステイのところなんですけれども、森岡委員が質問したところの答えがないというか、職員の方の人員不足で一部自主的に受入れを止めているような施設もあり、そこまで稼働していない印象があるという、これは御意見だったから回答がないのかなとは思いましたが、やはりショートはなかなか難しい印象が現場ではあるということじゃないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○介護保険課長 介護保険課長です。

ショートステイにつきましては、区の方といたしましては職員不足で経営をまとめたという御相談を1件受けたことはあります。ショートステイは特養等の併設が多いので、どちらをどう使おうかといったような御相談もあつたりする中で、またコロナ禍のときには、やはりショートステイの利用は減少したということもありまして、いろいろ御相談も受けたことはあります。

人手不足というところにつきましては、ほかのショートステイだけに限らず、やはり相談を受けることもございますので、今後そういう人手不足または利用者不足といったような相談があった場合には、事情をよく伺って個別に御相談に乗っていきたいというふうに考えております。

○松原会長 秋山委員、いかがでしょうか。

○秋山委員 質問した森岡さんはいかがなんでしょうか。

○松原会長 森岡委員、お願いします。

○森岡委員 ありがとうございます。モテギの森岡と申します。よろしくお願いたします。

現場の感覚として、正式に区に相談をして利用を停止しているところとかは我々のほうでは判断つきかねるんですが、実際現場で自分はケアマネジャーなので相談をさせていただく際に、例えば4月まで相談員さんが着任しないので、新規の受入れは自主的に停止しているところがこの間までありました。それから、今の介護保険課長さんのお話のとおり、特養の人員不足で、今、ショートに人が割けないのでという理由で断られたケース、そ

れから人員不足を理由に大変な方の受入れを停止しているという施設などがあります。これは全部実話です。

○松原会長 ありがとうございます。事務局から何か補足とかありますか。

○介護保険課長 介護保険課長です。現場のお声をいただきましてありがとうございます。

区のほうに正式に御相談ということが全部あるわけではないので、そういった御意見を伺いながら対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○松原会長 ぜひこの場を通じて共有し、また、せつかく顔が見える形になっているので、情報共有、連携して行っていただきたいと思います。

ほかに御質問、御意見おありの方いらっしゃったら。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 その人員不足に関して、26ページの123の介護人材確保支援事業で、研修等もなんですが、「介護人材入門的研修及びおしごと相談会を実施します」で、横に「実施」となっているんですけども、内容が書かれていないので教えていただけますか。

新宿で介護の仕事をするのがやりがいがあると思う人を増やさないと定着はしないようにも思うので、その辺についてどういう計画なのかを教えていただければなと思います。

○介護保険課長 介護保険課長です。

まず入門的研修事業の内容でございます。

入門的研修事業は、厚生労働省が定めた入門的研修の内容というのがあるんですけども、新宿区ではもちろんそれはやっております、まず介護に初めて携わりたい、仕事に就きたいという方を対象に、介護の魅力も含めて御説明をする入門的な研修というのを何回か実施させていただいた後に、新宿区では最後におしごと相談会といった、介護事業所と求職者を集めて就職相談会のような形のイベントを実施しております。

委員から介護の魅力をお伝えするのも大切なんではないかと今御意見いただいたところでございます。新宿といたしましては、第10期の計画の中で、新しく採用するといったような事業所を応援するような事業を、魅力の発信も含めて考えていきたいということで、今、検討

しているところでございます。

○秋山委員 ぜひ期待して、新宿で働くことが魅力だという人が介護の職に就き、また継続できるようなキャンペーンを張っていただきたいなというふうに思います。

○松原会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。相原委員、お願いします。

○相原委員 相原です。

今、介護保険課長さんおっしゃった講座に、私も2年か3年前に参加したんですけれども、結局その後仕事にはつながらず、ただ行って、話を聞いて、話をしてで終わってしまったんですが、実際どのぐらいの効果があつたか伺いたいと思います。

○介護保険課長 御受講ありがとうございます。

入門的研修事業は何年も前からやっているんですけれども、実際就職につながった方が例年1人ですとか、本当に数値としては少ない状況でした。ただ新宿区のほうではそういう状況から工夫させていただいて、ハローワークさんと連携させていただいて周知をしていただいたりですとか、小中学校保護者の方に周知をするとか、そういったことを通じてやっておりまして、実績もかなり増えてきたところでございます。

令和7年度は、実際に就職した方7名まで増えております。また、セミナーの参加者、入門的研修参加者も、周知のほうもあって、おしごと相談会は特に参加事業所も6年度までは5事業所から8事業所だったのが、令和7年度は13事業所ということで増えておりますし、おしごと相談会の参加者も、令和6年度23名だったところが7年度は27名というふうに増えているところでございまして、工夫の成果が出てきたのかなと考えています。

また来年度以降については、いろいろ工夫をして増やしていきたいと考えております。

○松原会長 相原委員、いかがでしょうか。

○相原委員 ありがとうございます。

それ何度も出てもいいんでしょうか。また出たいと思っているんですけれども。

○介護保険課長 介護保険課長です。

初めての方が多過ぎると、そちら優先になるかもしれないんですが、回数に制限はございませんので御参加いただければと思います。よろしくお願いします。

○相原委員 ありがとうございます。

○松原会長 森岡委員は御存じでしたか、このおしごと相談会というのは。

○森岡委員 ありがとうございます。

昨年度、法人として参加をさせていただいております。入職者はゼロでした。

補足してお伝えすると、入門なので有資格者がいないんですね。訪問介護の事業とかは、出てもなかなか就職に結びつかないという現状があります。

○松原会長 ありがとうございます。

ただ、施設とか社協でちょっとお手伝いとか、そういうのには結びつくということですね。

○介護保険課長 御指摘のように、入門的研修ですので訪問介護で身体的介助とかそういったことをできるような資格にはならないので、そこは課題かなと捉えておまして、今後そういうところも検討してまいりたいと思っております。

○松原会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見いかがでしょうか。森岡委員、お願いします。

○森岡委員 先ほどの話に付随してということなんですが、今、新宿区さんって多分初任者研修の補助的な事業ってやっていらっしゃるんですかね。ほかの自治体さんは、やっぱりそれで効果を上げているようなところもありますので、ぜひ初任者研修習得の助成であるとか、あと講座をやっていただくとか、ぜひ御検討いただければと思います。

○介護保険課長 介護保険課長です。

御意見ありがとうございます。ぜひ検討させていただきたいと思っております。

○松原会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本当にいろいろ、こんなに多岐にわたって実施なさっているんだというのに驚くほどいろいろ充実して実施なさっているなどと思って拝見しています。一方で、前から申し上げていることではありますが、どうしても予算の関係とか、仕組みの制度の関係とかもあるんですけども、高齢者だけにとどまるので、なかなか地域に広がらないなどと思っています。例えば高齢者の食事の会とか助成というの、ここにも子どもとか同時にやっていただければ、子どもが小さいときから高齢者のことを理解する場にもなるでしょうし、子どもは子どもで今予算いっぱいつくようになったから前よりはずっと改善しているのは分かるんですが、今の働いている世代というのは、高齢者にばかり自分たちのお金が持っていかれるという反発がすごい強い中で、みんなが対象なんだよってふうに見せるというか、言い方が不適切かもしれないんですけども、そういう仕組みにつくっていくことで、それが結局、高齢者のためにもなるし、若者のためにもなるというなると思うので、もう少し接点をほかの多世代ともっと接点をつくるような仕組みを工夫していただきたいなと思います。

これは国としてもそっちの方向に行こうねという方向を示しつつありますので、新宿区の人口の全然ピラミッドじゃない非常にいびつな形、これでは将来の担い手を考えたときに、ほかの区から働きに来る人だけに頼っている場合じゃなくて、どんどん担い手が少なくなっていく中では、地域のコミュニティでケアし合うという部分をもっと充実させなきゃいけないのに、このままでは高齢者だけが孤立して、なかなかみんなで支え合うという機運にならないと思いますので、ぜひもっと他世代と接点をつくるような仕組みづくりというのにトライしていただきたいなど、これを拝見してさらに思いました。これは会長としてじゃなくて、一委員としての意見です。

それでは次に進みたいと思います。

議題2、新宿区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の構成案について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは次第の2番、新宿区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の構成案について御説明いたします。

資料2-1を御覧ください。

資料2-1は、次期計画に記載する内容とその構成を示したもので、目次に当たる内容となります。構成自体は今期から大きく変更はしませんが、次期計画では、新宿区認知症施策推

進計画を内包するため、その背景等を、また、頼れる身寄りのいない高齢者を取り巻く状況と課題について、第1章に新たに記載をしております。団塊ジュニアが65歳以上となる2040年を見据えた中長期的視点についても第1章でふれています。3ページの第4章、介護保険事業の推進が、第10期の介護保険事業計画に相当いたします。4ページの第5章では、個別計画にとどまらない重層的な支援について記載をする予定です。

続きまして資料2-2を御覧ください。

こちらは第1章「計画策定の概要」の案となっております。

本章では、計画策定の背景や計画の概要に加え、新宿区の特徴について整理をしています。また5ページでは、次期計画から内包する認知症施策推進計画策定の背景を、6ページには、社会保障審議会福祉部会において議論されてきた頼れる身寄りのない高齢者を取り巻く状況と課題について記載をしています。

さらに、20ページ以降では、昨年度実施した「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の結果を介護予防、社会参加、地域の助け合いといった観点から整理するとともに、在宅生活の継続や介護者の就労継続の視点からの現状分析も掲載をしております。

なお、掲載しているデータは現時点のものであり、今後、必要に応じて修正を行います。

ここで、6ページを御覧ください。

こちらは、頼れる身寄りのいない高齢者を取り巻く状況と課題の項目です。ここでは、新宿区における当該高齢者の状況に加え、国や東京都における議論や取組の動向を踏まえ、区が取り組むべき課題について記載をしております。

作業部会では、資料2-2について、いくつか御意見をいただきました。

まず1つ目、新宿区は独居高齢者の割合が23区中2位という形で非常に高い。独り暮らしの生活支援事業は、ケアマネジャーが本来業務外でなっているいわゆるシャドーワークともリンクしていることから、手続面に課題を抱える方への支援策と連動させることで、負担軽減につながるのではないかという意見がありました。

また、85歳以上になると要介護認定率が急激に高くなる傾向があることから、85歳前後を一つの目安とした重点的な見守り体制の構築や、早期に対策を講じるための情報発信の重要性についても御意見をいただきました。

いただいたこれらの意見の詳細につきましては、参考資料の3の2ページに記載をしておりますので、併せて御覧ください。

続きまして資料2-3を御覧ください。

資料2-3は、第2章「計画の基本的な考え方」の案です。本章では、基本理念及び基本目標に加え、日常生活圏域の状況や調査結果を踏まえた圏域別の特徴を記載しています。

また、12ページ、13ページでは、新宿区認知症施策推進計画の基本的考え方について整理しております。さらに、14ページ以降では、各調査から見えた課題を整理し、次期計画における3つの重点施策の背景を示しています。

それでは、2ページを御覧ください。

ここでは、「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす」という計画の基本理念について記載をしています。

作業部会では、この基本理念について「非常にいいものであり、このような倫理観が大切である」といった御意見がありました。また、「せっかく理念があるのだから、誰もが目にするところに掲げることが重要である」との御意見や、「「だれもが」という言葉には、高齢者だけでなく、子どもや障害のある方、国籍や人種を問わず全ての人が含まれており、常に理念を計画のトップに据えることが大切ではないか」といった御意見もいただきました。

続きまして、12ページを御覧ください。

ここでは、新宿区認知症施策推進計画について、その位置づけや基本方針を記載しています。本計画は今期の計画から内包されるものであり、認知症施策の推進に向けた基本的な考え方を整理しています。

作業部会では、「認知症になっても自分らしく暮らせるまちづくりのためには、地域の理解が不可欠である」といった御意見がありました。また、学童クラブにおいて認知症サポーター養成講座を実施した際には、保護者から感謝の声が寄せられ、「子どもを通じて理解が広まることの重要性を実感した」との報告もありました。さらに、「幼稚園・保育園から高校まで、継続的に認知症に関する教育を行うことで意識の変化が期待できるため、工夫しながら取り組むべきである」といった御意見もいただいています。

なお、これらの意見の詳細につきましては、参考資料の3の2ページ、3ページで御確認ください。

続きまして、資料2-4を御覧ください。

資料2-4は、第3章「高齢者保健福祉施策の推進」の案です。

まず2ページを御覧ください。

こちらには、次期計画（令和9年から11年度）の施策体系を示しています。基本目標は5つで、12の施策により構成をしています。

具体的には、基本目標1「健康づくりと介護予防・フレイル予防をすすめます」、基本目標2「社会参加と生きがいづくりを支援します」、基本目標3「支え合いの地域づくりを進めます」、基本目標4「最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します」、基本目標5「安全・安心な暮らしを支えるしくみづくりを進めます」の5つです。

また、12の施策のうち、施策1「健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進による健康寿命の延伸」、施策4「地域で支え合うしくみづくりの推進」、施策6「認知症高齢者への支援体制の充実」の3つを引き続き重点施策と位置づけております。

続きまして3ページを御覧ください。

こちらには施策ページの見方を示しております。

今回の資料では、施策の概要と、①の現状とこれまでの取組、②課題、③今後の取組の方向性までを現時点の内容で記載しております。

4ページを御覧ください。

4ページ以降は、施策ごとの内容となり、分量が多いため、本日は今期計画との比較の中で、次期計画において加わった視点や主な追加事項、併せて作業部会での御意見を中心に説明をさせていただきます。

7ページを御覧ください。

7ページは、施策1「健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進による健康寿命の延伸」です。こちらでは＜介護予防・日常生活支援総合事業の実施＞において、今後の取組の方向性として、新たにデジタルの視点を取り入れた取組を追加する予定です。

続きまして、施策2「いきがいのある暮らしへの支援」です。9ページの下段を御覧ください。9ページの下段について御説明をさせていただきます。＜拠点の整備＞のところでは、今後、施設の改修や建て替えを行う際に、地域で支え合う「地域支え合い」の視点を踏まえた整備方針について新たに示しています。

続きまして、11ページの施策3「就業等の支援」では、＜高齢者の就業支援＞において、シルバー人材センターにおける職人仕事の技術継承や、新たな担い手の確保について、今後の方向性として追記をしております。

続きまして、16ページを御覧ください。

施策4「地域で支え合うしくみづくりの推進」です。上段の＜地域支え合いの推進体制づくり＞では、地域特性を生かした支え合いの仕組みづくりやネットワーク構築、生活支援コー

ディネーターによる地域支援について、新たな方向性を示しております。

続きまして、19ページ、こちらは施策6「認知症高齢者への支援体制の充実」については、現時点での案となりますが、国の認知症施策推進計画を踏まえつつ、認知症の方や御家族の意見を今後丁寧に伺いながら、内容に反映していく予定です。

続きまして24ページ、25ページを御覧ください。

施策7「高齢者総合相談センターの機能の充実」では、「頼れる身寄りのいない高齢者への支援」や「ケアマネジャーのシャドーワーク」について、新たな課題として認識し、今後の取組の方向性に位置づけています。

29ページ、30ページの施策8「介護保険サービスの提供と基盤整備」では、新人や外国人介護従事者等の人材育成、ヘルパーを中心とした介護人材の確保、介護情報基盤の活用、要介護認定期間の短縮などを今後の方向性として示しています。作業部会では、ほかの自治体において独自の介護職員処遇改善を行う身動きが見られるとの御意見がありました。

続きまして31、32ページの施策9「自立生活への支援（介護保険外サービス）」では、介護保険では対応できない多様なニーズに対応するサービスを整理しています。

作業部会では、多数のサービスがあり、一定程度役立っている一方で、社会資源の不足などにより十分機能していないものもある、特に訪問理美容サービスや回復期生活支援サービス、介護者リフレッシュ支援の利用の難しさについても御意見をいただきました。

33ページから36ページの施策10「在宅療養支援体制の充実」では、医療と介護の連携、在宅療養、ACP（人生会議）の推進について記載をしています。

作業部会では、医師会と歯科医師会との連携が十分でない面があるのではないかと思う一方で、在宅歯科相談窓口への直接相談は減少しているものの、訪問診療を通じて支援が広がっている可能性があるという御意見がありました。また、転倒や骨折を契機に在宅復帰が困難になるケースを踏まえ、早期から本人の意思を確認・共有することの重要性や、地域での事例や看取りの経験を共有することを通じて、ACPへの理解を深めるとともに、広報の強化が必要であるとの御意見をいただきました。

39ページの施策11「高齢者の権利擁護の推進」では、成年後見制度の見直しについて、現在国で民法改正の検討が進められていることから、その動向を踏まえ必要に応じて計画に反映していく予定です。

最後に、43ページを御覧ください。

施策12「安全で暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援」では、今後策定する住宅マスタ

ープランにおける住宅政策や、福祉避難所に関する内容を新たに追加しています。

作業部会では、災害時要援護者対策で福祉避難所のことが入ったのはよかったという御意見と、セルフプランやその普及啓発、災害時要援護者名簿への登録勧奨について御質問がありました。

いただいた御意見等につきましては、参考資料3の3ページ、4ページで整理をしておりますので、併せて御確認ください。

なお、第3章の「①現状とこれまでの取組」、「②課題」については、現時点での内容となりますので、今計画期間中の実績や新たな課題を踏まえて、今後修正を行っていきます。

また「③今後の取組の方向性」についても、庁内検討や作業部会、推進協議会での意見を踏まえながら引き続き検討をまいります。

合わせて先ほどの資料2-1でお示しました第4章「介護保険事業の推進」に位置づける第10期介護保険事業計画については、令和8年3月に国から示された基本指針の概要を参考に作成を進めているところです。今後、社会保障審議会での議論を踏まえ、7月頃に示される予定の基本指針に基づき、新宿区としての第10期介護保険事業計画の素案を作成してまいります。

また第5章「計画の推進に向けて」についても、今後内容を整理し、順次記載をしていく予定です。

説明は以上です。

○松原会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について御質問、御意見ある方はお願いいたします。

松岡委員、お願いします。

○松岡委員 松岡でございます。

一応資料1と2、事前にさっと見させていただいたんですけども、私が考える一番高齢者で困っている施策が入っていないなと感じたので、ちょっと質問させていただきます。

高齢者総合相談センターの会議でもお話ししたんですけども、私、今68歳なんですけれども、一番困っているのは、アナログの人って私より上の世代はたくさんおられるんですよ。それで、世の中はずっとデジタルの方向に行っているんですけども、それに対する対応とというのができない人が結構多いんですね。

例えば、今、スーパーってキャッシュレスが進んでいるんで、レジの無人化が進んでいるんですよ。そうすると、それは中身が分かる人でないとスーパーで買物できないんですよ。店員さん呼ばなきゃできないから。結構聞くとそういう人多いんですよ。

あるいは今ペーパーレス化もあって、QRコードの読み取りから出欠とか全部出すのがどんどん増えているんです。例えば、この間、シルバー人材センターの総会の案内が来ていたんですけども、一応、普段どおり紙で出欠とか委任状とか出すものと、QRコードの申込みのものがあったんですけども、QRコードのをやろうと思ったら、やっぱりIDとパスワードをすぐ要求されたんですよ。だけどIDとパスワードに関する説明がないから、事前にシルバー人材センターのアプリに登録してなかったらできないんですね。

基本的なことができない人もたくさんいるし、その中でも例えば、東京アプリありますよね。あの東京アプリって15歳以上の都民はみんな1万1,000ポイントもらえるんですけども、東京アプリに入るためにマイナンバーカードの操作が要るんですが、それってある程度難しいので、やっていない人結構多いと思うんですよ。だからそういう基本的なことがまずできていない方。

それから、ほとんどの高齢者もスマホは持っているんですよ。もう古い携帯、3Gのものはもうほとんどないので、みんなスマホにならざるを得ないんですけども、通話しかやっていない人は別として、ある程度使っている人はいるんですけども、LINEとかもある程度使えるとか、ビデオ通話もできるとかという人もいるんだけども、ある程度使えても本当のところがよく分からないので、例えば特殊詐欺でビデオ通話のほうへ誘導されちゃうんですよ。

あるいは、私もちょっと間違えちゃったんですが、タクシーで呼び出しのアプリ、GOというんですけども。あれって、iPhoneだったら基本サービスに入っているんですけども、アンドロイドだと基本サービスに入っていないので、GOで呼び出ししようとしたら、有料の定期サービスの位置情報サービスのアプリが画面で出てくるんで間違っちゃったんですよ。気がつかないで定期購入にしまっていたんです。後でカード会社の請求見て気がついたんですけども、それってすごく分かりにくいんですよ。ヤフーの知恵袋で見たら引っかかっている人いっぱいいたの。

そういうのとか、あと、ある程度スマホが使えるから、結構SNSで商品の販売で画面を見ていると、フェイクの商品がいっぱい出てくるんですよ。例えばこんなスティックで顔をこすっていると、しみとかしわがあつという間に消える商品とかいっぱい出てくるんですよ、

結構安いお値段で。それって、冷静に考えたらそんなわけないだろうと思うけれども。画面であつという間にしみとかしわが消えるんですよ。そうすると、そういうのって若い人が見たら、そんなことはフェイクに決まってんじゃないって言うけれども、やっぱり年寄りである程度スマホが使える人だったら分からないから、そういうのに対するその施策とかないのかなと思いました。あるいは有名人が出てくる投資の話とか。

あるいはメールは使える人多いんですよ、高齢者でも。そうすると、メールで毎日のように銀行のセキュリティの強化ですから、口座番号とか入力してくださいという銀行からのメールがいっぱい来るんですよ。それって銀行からそんなのは来るわけないだろうと思っても、銀行の名前で来るから、やっぱり入れちゃう人もいるんじゃないかなと思うので。

それって、つまり割と身体の方のケアをする施策はたくさんあるんだけど、認知症というところまではいかないけど、高齢者の理解力とか判断力が衰えている人をサポートする施策が、この資料1と2から見るとあんまりないかなと思いました。そんなのスマホ教室やればいいじゃんって、スマホ教室あるよって言うんだけど、通常のスマホ教室じゃ駄目なんですよね。やっぱり一人一人機種も違うし、理解度がまちまちなので、それぞれの人をサポートするようなスマホの教室でないと、そういういろんな詐欺とか防げないので、そこら辺の施策をぜひ考えていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課長です。

今いただいた御意見、確かに高齢者の方もスマホもお持ちですし、電話とかメールで使えるようになっている方が増えているというのは、調査でも結果が出ているところでございます。今、委員からお話あったとおり、講座をやっているところは確かにあって、地域交流館とか、そういったところで使い方の講座はさせていただいているところでございます。

あとは一方で、詐欺の話であるとかそういったお話に関しては、危機管理課のほうとか、いわゆる警察のほうとか、あとは消費生活支援の関係であるとか、そういったところとうまく連携をしながら、高齢者の方にそういったことがお伝えができるような形で、施策という形で目出しはしていないまでも、それぞれの事業の中で工夫をしながら、高齢者の方にそういったことがお伝えできるように進めていきたいというふうには考えております。

○松岡委員 今、私が言った話なんですけれども、例えばさっきの東京アプリの話、高齢者の集まりでしたら、そんなのは大体要らないというか、俺、マイナンバー入らないから関係な

いと言う人もいるんだけど、なかなかそういう話で終わらない話だし、それから携帯のほうのそういうのも、あれでいくつか地域の中で、神楽坂でもちょっとやっていたりとかあるんですけど、なかなか身体機能とかフレイルの向上の話は結構大々的に進んでいて、チラシや何かもたくさん出しているんですけど、あんまりそれ以外の高齢者自身の、特にスマホに関する理解力とか判断力を促すようなことってなかなか少ないというか、あんまり目に触れないので、そこをぜひお願いしたいと思います。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課長です。

先ほど申し上げたような地域交流館とかそういったところの講座にも、そういった視点を入れられるかどうかというのは前向きに検討していきたいというふうに思っております。

あといわゆるデジタルのお話とアナログのお話というのは、だんだんデジタルが使える方が増えていくというところはあるんだと思うんですけど、一方で今、やっぱりデジタルにはなかなか対応ができない方っていう方も事実ですので、アナログとデジタルを今は併用していくというような形で、デジタルが使えない方に情報が行かないというようなことがないように心がけていきたいというふうに考えております。

○松岡委員 そういう意味で言うと、ちょっとそれは高齢者総合相談センターの会議でも話したんですけど、高齢者総合相談センターのほうの問合せって、本人以外は子どもからの問合せとかが多いんですよ。そうすると、子どもの世代はいわゆるSNSの世代なんだけど、高齢者総合相談センターの問合せって電話かFAXなんですよね。だから子どもだと、例えばLINEとかそういうのがあれば高齢者総合相談センターのほうの相談もしやすいので、ぜひそこら辺もちょっと考慮していただけたらなと。

ちょっとそれはまだ体制ができていないというお話でしたけれども、よろしく申し上げます。

○松原会長 ほかにいかがでしょうか。松田委員お願いいたします。

○松田委員 区民委員の松田と申します。

非常に内容を詳細に、いろんな施策を取られているということを押見できて、新宿区民としてもとても心強いなと思うところなんですけど、1点御質問なんですけど、この施策9に当たるのかなと思うんですけど、自立生活への支援ということで、いろんな介護保険サービス外の支

給を実施されているということですが、ほかの市区町村とかでよくオレオレ詐欺とかを防ぐために電話に留守番電話機能をつけたりとか、詐欺を防ぐために録音をしますみたいなメッセージを電話につけられるみたいなのを市区町村が貸してくれたりとか、そういう制度をよく聞くんですけども、新宿区はそういったことはされていないんでしょうかという質問と、されているのであればこういうところにも何かそれを普及させるとか、そういうのがないのかなという御質問です。

○介護保険課長 介護保険課長です。

今、御質問のあった悪質商法というんですかね、いわゆる詐欺に対する対策ですけども、新宿区は消費生活センターというところがございます、そちらのほうで悪質商法防止ネットワークというのを構築しています。もしかしたら、ここの中にいる方たちも入ってくださっているかもしれないんですけども。そちらのほうで高齢者を詐欺から守る対策というのをやっております。

こちらの今の計画には書いていないんですけども、それはもうずっと昔から今も引き続きやっているところになります。

○企画政策課長 企画政策課長でございます。

今の自動通話録音機に関しましては、区といたしましても無料貸出しを行っております、事業としては危機管理課のほうで、まさにそういった録音の機能があるものですとか、いわゆる特殊詐欺の防止に資するような取組については行っております。周知と併せてそういった実効性のある録音機の貸出しなどは行っているところでございます。

○松田委員 ありがとうございます。

○松原会長 またこういう資料にも載せていただいたり、周知徹底していただいたりしていけばいいと思います。お願いします。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 今の追加ですけども、実際は所轄の交番から警察に行きます。危機管理課に直接申し込むというよりも、警察の生活安全課の警察官の方がいろいろ直接やってくださっ

て借りることができるというのが現場の実態です。区役所の危機管理課に直は行かない。ごめんなさい、そういうことです。

○企画政策課長 企画政策課長でございます。

危機管理課の施策の中で展開しておりますが、今御紹介のあった所轄の警察署も問合せ先になってございます。あと併せて各特別出張所でもお伺いしながら、危機管理課と協力しながらこちらの事業については展開しているところでございます。

○相原委員 今の自動録音装置をうちはつけているんですけども、何か新宿区のイベントでくださったので、家につけたらすごい効果抜群で、つけている間は数か月間、全然詐欺の変な電話がかかってこなくなりまして、もういいかなと思ってちょっと外して置いておいたら、また電話がかかるようになったので、すごく効果があるものだなと思ったので、もうちょっと皆さんに広く告知して、つけていただいたらいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○松原会長 ありがとうございます。秋山委員、お願いします。

○秋山委員 DX化に関して、貴重な御意見をいただいたと思うんですけども、スマホの操作も含めて、アプリの活用等を教えてもらうのに、やっぱりきちんとゆっくり座るなりして時間かけて質問を嫌がらずに聞いてくれる若い人、例えば大学生とか、そういう人たちの活用なりをする、そういう具体的な施策というか、実施面の計画が要ると思うんですね。

そのときに、例えばささえーる中落合をつくるのに、しばらくは公民館を閉じることになる、その閉じている間のそういうことをする場所を確保しないといけないということになってくる。やっぱり落ち着いて座って教えてもらうのがいいと思うんですね。高齢者の方、少し耳が遠かったりして、しっかり何度も繰り返して教えていただかないと、やっぱり難しい。その辺、うまく若い人の力と、そして場所の確保と、そういうことを具体的にこの計画のどこかに入れるというのはありなんじゃないかなとちょっと思いました。いかがでしょうか。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課長です。

先ほど来、御紹介をさせていただいておりますスマホ教室の中で実際そういったお声をいただいております、個別対応ができるような個別相談会なども増やさせていただいております。東京アプリの導入なんかについても、個別相談会で御相談いただいて対応させていただいたというような例もございますので、そういったある程度高度な内容についても、御質問に対応できるように相談時間を長く取れるようにということで、令和8年度からは適宜対応させていただいているというところです。

あと当然のことなんですけれども、会場は1対1でというのはなかなか難しいですけれども、ある程度少人数でちゃんと座っていただいて相談とか説明を受けていただけるような対応も、令和8年度からは特に増やしているところがございますので、今後もそういったことを丁寧な対応ができるようにしていきたいなというふうに思っております。

○松原会長 よろしいでしょうか。塩川委員、お願いします。

○塩川委員 ケアマネジャーのシャドーワークも同じような形なんですけれども、今月も今言ったような松岡委員のようなケースで、地方の何か特別な高額なヨーグルトが多数送られてきて、一度それを断ってもまた送ってきた形で、さらにまた別の方では新聞の契約で、これはよくあるんですけれども、大元に電話をして解約して、また契約をしちゃうという感じで、このデータでもあったんですけれども、特に独り暮らしの方が新宿では多い形で、さらに要介護状態になった方は僕担当するので、そういうような今言ったような解約とか消費者生活センターに連絡したりとか、防犯の電話を入れていても、同じようにやっぱり向こうも、この方は契約しちゃうというのは分かっているので、そういうようなもののトラブルというのは結構対応している感じなんです。

あと、デジタルという問題も非常に大きくて、いろいろな手続とか、そういうような困りごとみたいなものを代わりに手続するんですけれども、かなり時間がかかるのと、あとその生活の支援の今に合った分析をきちんとして、どのような支援が必要かというのをひとつ検討したほうがいいのかなとは思っています。

あと、それに伴って、では誰がそういうことをするのかとか、そういうような計画を今後、次期でもいいんですけれども、時代に合ったような、例えばヘルパーさんの生活支援も、そこは生活支援に当たるので、そういったところもそういう人に時間をかけて手続をしてもらおうとか、何か生活支援員みたいな形でそういうサポートするのもいいのかなと思いました。

ただ一筋縄ではなくて、新宿区さんは本当によくいろんな制度じゃないですが、きめ細かくやっているんですけれども、そこが個別によってまたいろいろ違うので、そこが難しいところかなと思いました。

○松原会長 御意見ありがとうございます。

せっかくですので皆様一人一人、御自身の経験などでも結構ですので、御意見または質問いただければと思います。梶原委員いかがでしょう、歯科の立場から。

○梶原委員 歯科医師会の梶原です。

新宿区は、後期高齢者の歯科健康診査で口腔機能低下、要するにオーラルフレイルの検査を行っています。施策1でも、半年前に比べて硬いものが食べにくくなったとか、お茶や汁物でむせることがあるとか、口の渇きが気になるとか、そういうことで「はい」と回答した人は、率で言うと30%弱でしたとあるんですが、歯科健康診査の間診票でも、これらの問診に丸と書いている患者さんも結構いらっしゃって、それを皆さん年のせいだと思っていらっしゃるんですが、やっぱり栄養というのは高齢者にとってすごく大事なことで、口から食べることが栄養を取ることですし、口が衰えてくると栄養が偏ってきて、どうしても炭水化物中心のお食事になって栄養が偏って、体のほうにも不都合が出てくるというのは多いと思います。

歯科健康診査で患者さんに対して検査をするんですけれども、例えば口腔機能がちょっと衰えてき始めましたよということを患者さんにお伝えするのはいいんですけれども、例えばそこから歯科医院でどういうことができるかとか、こういう体操をすればいいですよとか、そういうアドバイスができる歯医者さんがもうちょっと増えたらいいのかなと思います。

歯科医師会でも学術講演会というのはよくあるんですけれども、やっぱり歯科の点数がアップできるようなCAD/CAM（キャドカム）とか、デジタルデンチャーとか、そういう講演会は結構外部でもあるんですが、口腔機能が低下した方に対してのアドバイスだったり、こういうことをやればいいですよとか、口腔機能を向上させるためには今から自分たちができることはこういうことがありますよとか、そういう講演会も少し増やしていければなと思います。

以上です。

○松原会長 ありがとうございます。ぜひ増やしていただければと思います。

では、萩堂委員からお願いします。

○萩堂委員 薬剤師会の萩堂です。私のほうからは認知症という点で。

区の施策も、本当にずっと話が出ているように、すごくきめ細やかにいろんなところに、かゆいところに手が届くぐらいやっておられると思うんですけども、認知症に対する考え方って、なるべく今元気な方、ここにいらっしゃる方はならないようにしたほうがいい。まず第1段階ですよ。その次に、認知症予備軍という方がいらっしゃる。本人は認知症って、症がつけば病気になるけれども、ただのいわゆる老人性のぼけ、年を取ったから物忘れがという予備軍みたいな方がいらっしゃる。それで本当に認知症という病名がついた方がいらっしゃる。この3つに分けて対応を考えないと、きっといっぱい施策を打っても、うまく施策が回らない形になってしまうんじゃないかなと私は危惧しています。

特に真ん中の予備軍、老人性云々という話になって、私、薬局をやっているものですから、手前どものお客様の中でも、あれ、この間も同じものを買っておられたなとか、同じ質問されたなという方がいらっしゃる。家族の方にそのお話をされても、いやそんなことはないよ、少し年取っただけでとか、疲れているからだよとか。本当に認識をちゃんとできるということが難しいのが1点。

それと、これは実際に作業部会のお話もさせていただいたんですけども、手前どものお客様で、危ないなと思って、その御主人にお話をさせていただいたら、うん、困っているんです、どうしていいか分からない。それで近くの診療所に連れて行ったら、もの見事に先生が、いや、何の問題もないですねと。ちゃんとした試験があるんですね。そういうのではちゃんと答えられるんです。だから、ドクターとしては認知症という診断ができない。だから、そっちのほう治療につなげられないということを言われて、では、お困りだったら高齢者総合相談センターが近くにあるでしょう。そこへ行ってちゃんと相談しなさいと。

まず、その御主人がセンターに行くということ自体が、行く区民の方にとってはすごくハードルが高いんですよ。何をどのように、どうお話をして話が伝わるのか。3回か4回行かれて、やっと高齢者総合相談センターの方が御自宅に1回来ていただけるということにはなったんです。

だからそのぐらい現実問題として、病気の手前で抑えられることってなかなか大変なことがいっぱいあるんですよ。だから、区の施策だけで対応するんじゃなくて、例えばドクター、

歯科医師、我々薬局も、それからいろんな区民の地域の方々をうまく利用して、そこらあたりをすくい取れるような形の方法というか、そういうものをちょっと考えていただいたら。

1人のためにみんなが周りが助け合える、情報を共有できる形のものをつくることのほうが、はるかに我々も参加意識を持てるし、患者さんも安心してその地域に暮らせられるだろうし、区の税金も無駄に使うことも少ないだろうしと思うんです。

だから、少なくとも認知症という部分のあれで言ったら、なるべくならないほうがいいわけだし、なってからどうのこうのというよりも、ならないようにする施策をもうちょっと重点的に考えていただけたらありがたいなと思います。

以上です。

○松原会長 貴重な御意見ありがとうございます。では、続きまして田中委員、よろしいですか。

○田中委員 私は民生委員をさせていただいております。

それで最近、個人的に感じておりますことは、フレイル予防ですとか認知症予防の教室が、近所にささえーるがございまして大盛況なんですね。それはもう本当にありがたく思っております。

ただ、その反面、先ほどございましたようにデジタル弱者といえますか、家にこもってしまって外に出てこられない、特に高齢の男性が多いことを実感しております。先ほどおっしゃられたように、東京アプリにしましても、御自分でできない。私も息子にやってもらいながらやっとできた状態なので、その方にやりましょって一緒にはできていない状況で、そういった部分でのフォローをしていただく部署ができるといいかなと思っております。

実際に私もその対象者の方が病院に行きますのに、タクシーGOもアプリができないので、自分のアプリで呼んで差し上げたりですとか、お買物も御自分でヘルパーさんには頼まれるんですけれども、自分でお店を見ることがないので、同じ品物になってしまっていて、食卓も多様化していないというか、あまり楽しくないかなというふうに思ったりもいたします。その部分をどうぞすくい上げていただければと思っております。

以上です。

○松原会長 ありがとうございます。では、小林委員お願いします。

○小林委員 柏木高齢者総合相談センターの小林です。

今日お話いろいろ伺わせていただいて、デジタルの件、本当にアナログの方への支援が必要だなというふうに思ったことがあったんですけども。実は先月に地域の方々、民生委員さんとか地域住民の方、あと食事グループとか、交流会の方々をお招きして、高齢者を地域で支えるにはどうしたらいいかという意見交換をしたときに、その中で一番多かったのが、一つは居場所づくり。ちょっと気軽に入れる場所とか、認知症の人が集まれる場所とか、カフェのようなものが欲しいというのと、あと一方では、日常のちょっとしたことを教えてもらえる場所、スマホとか、あとエアコンの使い方とか、ほんのちょっとしたことを教えてもらえる場所が欲しいというのが大体の意見ですごい多かったの分かったんですね。

なので今日お話を聞いて、やっぱりこれは何かしないといけないなというふうに思いましたし、実は他的高齢者総合相談センターでは、大学と一緒にコラボをしてスマホの教室を開催していて、その大学をその後高齢者の人と一緒に見学をしたりとか、多世代交流にもつながっているというのがありますので、何かそういうのを今後私のほうでもやっていけたらなと思っています。

以上です。

○松原会長 ありがとうございます。中山委員いかがですか。

○中山委員 先ほど御意見、御質問があった中でちょっと気がついた点で言いますと、防犯上の自動通話録音機は大変効果があるということでございましたが、それ非常に効果があるということの一方で、今、高齢者の方も固定電話をやめてスマホ使ってらっしゃる方が多いということで、民生委員の会議でも各所轄、所管の警察の方がお見えになって、デジポリスというアプリを推薦しておりました。

このデジポリスというのは、海外からの通話を一律シャットアウトしてしまうというアプリのようで、御家族の方が海外に住んでいらっしゃると、ちょっとそれは入れても困る事態が生じるかもしれませんが、ほとんど詐欺電話というのは海外からの通話で+の表示が出てくるようなんですが、それをシャットする機能がついているということです。警視庁が開発したアプリのようなんですが、当然、区民の方以外も使えるということで、千葉県民の方もそれを入れればシャットアウトできます。

それから、もう一つは同じスマホアプリの中で、警察庁とNTTが共同で開発した詐欺対策

というアプリ。こちらはまだiPhoneだけかもしれませんが、そちらは詐欺電話に使われた電話をシャットアウトする機能を持ったアプリも開発されておりますので、そういったものを高齢者の方にお勧めして両方入れておくと、大分そういう詐欺電話の被害が少なくなるのかなということもありますので、これは御紹介ということで今お話をさせていただきました。

以上でございます。

○松原会長 貴重な情報ありがとうございました。

これで全員御意見を伺ったかなと思うんですけども、もう一言言っておきたいとか聞いておきたいということあればぜひお願いできればと思います。いかがでしょうか。

相原委員どうぞ。

○相原委員 ささえーる中落合とかでよく講座をやっていて、いろんな講座を受けたんですが、何か修了したらサークルをつくらなきゃいけないような雰囲気、ちょっとそれが負担が大きくて、実際自分も傾聴ライター講座を3年前に修了して、自分が主催して団体をつくったんですけども、運営が大変でした。

それで、そのときは傾聴ライターというのはなかなか個人情報関係で、施設のほうでもライターはちょっと困ると言われたので、ちょうど習いたてのウクレレで音楽レクのようなことをずっとしていたんですけども、そこに傾聴ライター講座を修了した人が後から入ってきて人形劇をやるということになりました。その人が人形劇のプロなので、人形劇を施設でやるようになりました。私はもう代表を辞めて人形劇のプロの方に代表をしてもらって、無事に今年の助成金を受け取ることができました。非常にありがたく思っております。

自分はやりたかったウクレレのほうを重点的に、今は月2回、地域交流館でウクレレのインストラクターをしております。その生徒さんは大体1回10人定員なんですけど、大体15人ぐらい見えたりもします。その中に90歳の方がいて、90歳でウクレレを持って、その地域交流館に来るといのがすごいと思うので、ぜひそういう方のお話をゆっくり、どういう経緯でその年までお元気で1人で生活して、ウクレレを習う。死ぬまでウクレレ習いますと私に言うんですけども、そういうすごい経験をお持ちの方の話をどこかで聞いたりできたらいいなと思っております。以上です。

○松原会長 情報共有ありがとうございました。森岡委員お願いします。

○森岡委員 先ほどのDXの話なんですけれども、先ほど塩川委員からちょっとお話ありましたが、やはりマンパワーというか、それを手伝う人ってなかなか少なく、我々現場でケアマネジャーであるとか介護職、分からないから教えてほしいということで代わりにやったりとかするんですけれども、それだけでかなりの時間を取られたりします。

先日、都営住宅の申込みでスマホのアプリを使って、御利用者様のお宅のスマホをお借りしてやらせていただいたんですが、そもそも1回登録したって言うけれどもパスワードを覚えていらっしゃらなかったりとか、なぜかメールアドレスを幾つも持っていらっしゃってどれを使っているか分からないとか、そういうことすごく時間かかりました。

そういったところのお手伝いを、専門職だけじゃなくて、やっぱりできるような体制とかって必要なんだろうなというところで、先ほど小林委員からお話ありましたような産学協働で学生さんに手伝ってもらってという、落合第二の高齢者総合相談センターの取組だと思うんですが、そういったところであるとか、何かまだまだ多分参加していない区民の方であるとか、学生さんであるとか、企業の方とかいらっしゃると思うので、そういった方々の御協力をいただけるといいんじゃないかなと思います。

あと、やっぱりDXって途上なので、どうしても使える場、使えない場、両方考えないといけないですね。だから、多分いろんな施策が両方考えてくださっているんだけど、微妙に抜けているところとかがあって、例えば使えない側の人のことが考えられていないとか、逆に使える人のことを考えていないみたいな施策がたまにあるんですよ。そうなるちょっと困っちゃったりするので。ちなみに都営住宅の申込みのときに、何で区営はオンラインでできないんだろうってちょっと思ったんです。区営は紙なんです。それで封筒で出すという。都営はオンラインでできるみたいな感じになっていて、その辺どうなんだろうなんて思いながらお手伝いしました。

ちなみに都営と区営両方申し込むのに所要時間2時間半かかりました。

以上です。

○松原会長 貴重な情報ありがとうございました。

ほかにこれを言っておきたいとか質問、いいでしょうか。

ありがとうございました。

では、次の議題に進みます。

議題3について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、新宿区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定のスケジュールについて説明をいたします。

資料3を御覧ください。

資料3は、計画策定に向けてのスケジュールの案を示したものです。

令和8年度は、作業部会、推進協議会をそれぞれ3回ずつ開催する予定です。

本日は、第5回新宿区高齢者保健福祉推進協議会で、次期計画のうち介護保険事業計画の部分を除いた案を検討いたしました。

令和8年7月27日月曜日開催予定の第5回作業部会及び令和8年9月4日開催予定の第6回推進協議会では、計画の素案の検討が主な議事となる予定です。

素案は、作業部会、推進協議会、庁内会議での検討を経て10月に発行いたします。発行した素案については10月から11月にかけて地域説明会、パブリックコメントを実施いたします。

地域説明会は、今回は新宿区役所本庁舎において、平日・夜間・休日の計3回開催を予定しております。前回と比べて説明会の回数が減るため、説明動画をホームページで公開し、いつでも内容が御覧いただけるようにいたします。

令和9年1月14日開催予定の第6回作業部会及び2月9日開催予定の第7回推進協議会では、パブリックコメントを踏まえて計画の最終検討となる予定で、その後、令和9年3月に計画書発行となります。

説明は以上です。

○松原会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問のある方お願いいたします。

すごい頻度高くあるんですね。いかがでしょうか。

何か今年すごく暑くなるみたいで、夏の開催のときは、たまにはZ o o mということも、オンラインというのも考えてもいいんじゃないかなと思うんですけども、委員の皆様、先ほどからDXの対応大変とお話ありますが、いい機会じゃないですかね。みんなでZ o o mどうやるのって。スマホを持っていてくれればクリック一つで参加できるかなと思うんですけども、そこら辺もぜひ御検討いただければ、原則対面でいいんですけど、ものすごい暑い

ときとかはどうでしょうね。皆様の御健康を考えて御検討いただければと思います。

このスケジュールに限らず、これまでの説明を受けまして、次期計画の策定などを含め全体に関して御意見、御質問あればお願いいたします。

秋山委員、全体でも何でもいいんですけども、いかがですか。

○秋山委員 もうあまりないんですけども、居場所がとても大事だという、居場所というのはもう今キーワードになっていて、その居場所をどうつくるかで、いろんなところに工夫して居場所になれるような場所を設定していると思うんですけども、さっきもちらつと言いましたが、その居場所を改修したりするのに、一旦いつもの居場所が閉じられているところもあるので、そこら辺、閉じたときに代替りの居場所をどう見つけるかというのも、その地域地域できっと問題になるんじゃないかなと思って、それがちょっと気がかりです。

○松原会長 ぜひ区のほうでも何か御協力していただけるとありがたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

○松原会長 塩川委員、いかがですか。

○塩川委員 昨年からなんですけれども、ケアマネジャーで研修で必ず学ばなきゃいけないところに、ヤングケアラーとか、障害者とかのケアとかいろいろ入っているんですけども、生活困窮者の支援というところが結構打ち出されていて、今、ケアマネジャーの仕事をやっていて、寿命が延びたというか、その中でやっぱり金銭のやりくりが、老後にお金がかかるというところで備えておいた方もいらっしゃる、備えていない方もいらっしゃる、そういった中でやっぱりいろいろお体が疾病を負ったりとか、障害を負ったりとかあるので、もちろんどんどん衰えていく中でお金がかかっていく中で、そこで施設に入りたかったけれども施設に入れなくなって、在宅で何とかやりくりをしようと思ったところで、サービスの費用負担が結構厳しくて、生活をできるだけ切り詰めて何とか頑張っている方が結構増えているような印象なんです。

そういったところの支援対策というか、今後長い目を見たときにどうお金管理とか、それはケアマネジャーの仕事もちよっと逸脱する範囲でもあるので、そういったところで、もちろん成年後見制度とかいろいろ国も考えているとは思いますが、そういう

方が増えてきたときに、どうするか。もちろん在宅のサービスも充実させなければいけないし、支援体制も考えていかなきゃいけないんですけども、ちょっと増えてきた印象がある感じで、その辺の対策とかも新宿区でも多分もう既に考えているとは思うんですけども。

○松原会長 ありがとうございます。

事務局から何か御意見などありましたらお願いします。

○生活福祉課長 生活福祉課長です。

生活困窮のことでお話ということでございます。一応、区としましては生活福祉課に生活支援相談窓口というものを設けてございまして、生活あるいは家計のことでお困りだったり、それ以外でもお困りのことがありましたらぜひ御相談にいらしていただければ、あるいは御連絡いただければというふうな窓口は設けております。

今委員おっしゃったことも、今後少しずつまた増えていったりとか、想定されるのかなというふうに思います。所管をしている課などともよく連携を取りながら、情報を集めながら、私どもの窓口がいち早く皆様のほうにつながっていくことを何とか取り組んでいきたいと思っております。貴重な御意見、どうもありがとうございます。

○松原会長 塩川委員、いかがでしょうか。

○塩川委員 非常にありがたいお言葉で、ただ生活保護に行く前の方というか、そういった普通に生活している方も、結構年金だけでやっていくのはかなり厳しいという形で、物価高もあったりとか、いろんなお金がかかっていく中で、将来の不安みたいなのも含めて、サービスも、例えば介護保険であれば利用控えみたいな形で、お金がかかるから、お金がかからないケアで何とかうまくできないのという感じにいるんですけども、生活がままならない方とかというのもちよっと見えてきたりとかするので、その辺が難しいんですけども。もちろん高齢者総合相談センターとかと相談しながら対応はしているんですけども。

○松原会長 ありがとうございます。それについてどうですか、高齢者総合相談センターから。

○小林委員 まさに、そういった生活保護にはならないけれども困窮している方というのは多

くなってきたなという実感はあります。なので、その限られた年金の中でどういうふうに住生活をしていくかというのを、うちの相談員だったり、ケアマネジャーさんと相談しながらやっているんですけども、例えば医療だったら無料低額を対応してくれる病院を探してお願いしたりとか、あと生活費もこれぐらいだったら介護費に充てられるよねという、そのぎりぎりのところでサービスを調整したりとか、そういうことで対応しているという状況ではあります。だから本当は、生活保護にならない人が一番支援困難だなというふうには感じています。

○松原会長 そうなんですよ。よくそれは言われますね。生活保護になれば医療も無料になったり、いろいろ支援を受けやすいんですけども、その手前で踏ん張っている人たちをどう支援してかというのは、なかなか答えがこれというのがない。
どうぞ事務局お願いします。

○生活福祉課長 生活福祉課長です。

生活福祉課は、生活保護以外にも第2のセーフティネットと申しますか、生活保護になる前の支援として、先ほど生活支援相談窓口を設けておりますというふうにお伝えしております。まさに生活保護になる前の直前のところが非常に苦しいということは、私どもも相談を受けている中で非常につかんでおります。いち早く生活支援相談窓口につないでいただければ、今おっしゃっていただいたような家計の相談ですね、どういったことにお金がかかっているのか、あるいは負債があってそれを返さなきゃいけないのかとか、介護サービスにどれくらいお金がかかるのかとか、ちょっと突っ込んだお話も御本人の同意さえあればお聞きすることができまして、問題を整理していくということはできます。

将来的にこれは生活保護を使っていくしかないのかとか、あるいは生活保護にならない場合はどのような家計計画にしていけばいいのかというような支援をまさに行っておりますので、高齢者総合相談センターともよく連携しながら情報が行き渡るように、あるいはこちらからも情報が得られるように連携はしっかり取っていきたいというふう考えております。

○松原会長 塩川委員、いかがですか。実際のところ、こういうときに。

○塩川委員 ありがたいお話で、連携取っていききたいかなと思うんですけども、行政にお世

話になりたくないという方がいると、あまりそういう御提案をしても大体反対されて、そんなこと言ったら困るわとかという感じにはなっちゃうんですけども、ただ、そういうような御相談を、こちらを介して相談したりとかいろいろできるかなと思うので、今お話があったことはありがたいところで、今後も連携を取ってやっていきたいなと思います。

○松原会長 ありがとうございます。秋山委員はいかがですか、今のお話について。

○秋山委員 窓口が開かれているということを知っていただく、そのつなぎ目に専門職としてつないでいく役割があるかなというふうに思いました。実際、本当に頑張って頑張って生活保護にはならないけれども、本当に切り詰めている人たちも訪問看護を利用している方の中にもいらっしゃるので、何とか工夫をして乗り切れるように、区の施策や窓口を上手に利用していくということが、こちら側も広報としては要るのかなと思います。

○松原会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ある方いらっしゃいますか。

どうぞ事務局お願いします。

○福祉部長 福祉部長です。

本日の議論、いろいろとお聞かせいただいて、実はこの協議会で扱うのが保健福祉計画という形になっている中で、高齢者の周辺の様々な支援、先ほど出た例えば防犯対策と詐欺の対策であったり、今言った生活困窮制度、こういったものについて感想で言うと、そこがちょっとまだ説明が足りないのかとか、いろいろと聞いていて感じました。

今回、計画書の中に、まずこれは区民に対してこういう計画を進めていきますよといった計画書でございますので、周辺のところについてはコラム的なものを設けて、こういう制度で高齢者の生活も支えていますよというような記載をするのはどうかなという形で感じましたので、また後日、次の部会等で案を出していければいいかなと考えています。

また、現場の皆さん、高齢者総合相談センターであったりケアマネの方々であったりという方々と、やはり例えば先ほども高齢者の消費生活の部分ですね、そういったものとか生活困窮の部分等、しっかりとみんなが連携をしながら、先ほど調剤薬局のほうで声かけをしていますよというようなお話もありましたし、そういったネットワークはしっかりとつくってい

かなければならないなということで、そういったところ、今後、ちゃんとネットワークがさらにできるように努力していきたいと考えています。

以上です。

○松原会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ある方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

では、議事が終了しましたので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 先ほどスケジュールのところでも申し上げましたけれども、第5回の推進協議会作業部会は7月27日の午前中、第6回の推進協議会は9月4日の午前中、いずれも本庁舎で開催の予定です。こちらで素案の検討などを議事とする予定です。

説明は以上です。

○松原会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして第5回新宿区高齢者保健福祉推進協議会を閉会いたします。本日は皆様御多忙の中御出席いただきまして誠にありがとうございました。